

令和8年度サイクルトレイン利用促進事業委託業務 仕 様 書

1 事業目的

愛媛県内において運行している3路線のサイクルトレイン（えひめ・しまなみリンリントレイン、予土線サイクルトレイン、サイクルトレイン愛ある伊予灘号）の活用方法及びその沿線の観光スポット等の魅力をメディア等を通じて広く発信し、認知度と利用促進を図ることを目的とする。

【サイクルトレイン概要】

○えひめ・しまなみリンリントレイン

運行区間: 松山駅～伊予西条駅

運行日: 土日祝

定員: 1便につき5台（5名）まで

○予土線サイクルトレイン

運行区間: 宇和島駅～窪川駅

運行日: 土日祝

定員: 1便につき5台（5名）まで

○サイクルトレイン愛ある伊予灘号

運行区間: 松山駅～伊予大洲駅

運行日: 令和8年11月7日（土）、14日（土）、21日（土）

定員: 1便につき24名

2 事業期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

3 事業費

3,400,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

内訳

えひめ・しまなみリンリントレイン	: 1,600,000円
（グレーターしまなみ・えひめ推進協議会）	
予土線サイクルトレイン	: 1,080,000円
（予土県境地域連携実行委員会）	
サイクルトレイン愛ある伊予灘号	: 720,000円
（愛ある伊予灘サイクルトレイン利用促進協議会）	

事業の実施に当たっては、各協議会及び実行委員会（以下「委託者」という。）が各サイクルトレインのプロモーション事業経費として計上している上記各予算額の上限を超えないように調整・管理を行うこと。

4 業務内容

【全サイクルトレイン】

予算：えひめ・しまなみリンリントレイン 1, 600, 000円

予土線サイクルトレイン 1, 080, 000円

サイクルトレイン愛ある伊予灘号 200, 000円

(1) サイクルトレインへの乗車及び沿線地域をサイクリングする様子の取材及び動画制作

- ・取材記事及び動画制作のターゲットは、マイバイクを所有する欧米豪サイクリング旅行者とする。
- ・乗車体験並びに沿線地域のサイクリングルートを走行する様子を取材、撮影（動画・写真）すること。
- ・サイクルトレインを途中下車して、沿線の観光スポット訪問等を含むサイクリングを実施した後、再度サイクルトレインに乗車する旅程を設定すること。
- ・取材記事及び動画には、当該サイクリングルートの難易度（距離・獲得標高）、交通量、自転車を安全に駐輪できるスポット、観光地化されていない「日本の日常」を感じられる穴場スポットの情報など、欧米豪サイクリング旅行者が本県を旅行するに当たり真に必要とする実用的な情報やローカルな体験価値を効果的に盛り込むこと。
- ・全サイクルトレインを対象とした YouTube 向け動画（5分～10分程度）を日本語版及び英語版それぞれ1本、計2本を作成すること。
- ・リンリントレイン及び予土線サイクルトレインを対象とした SNS 向けの短尺（30秒～1分程度）動画をそれぞれ1本以上制作すること。
- ・撮影素材は SNS 広告配信のクリエイティブやプロモーション素材として活用すること。
- ・サイクルトレインへの乗車シーン（車両に乗りこむ様子を含む）、電車の外観、サイクリングしている風景等を撮影した動画・画像素材は、委託者に提供すること。
- ・提供する素材は、肖像権をはじめとする一切の権利問題に左右されることなく、委託者が将来にわたり使用できるものとする。

(2) ウェブメディアへの掲載

- ・(1) にて取材した内容をもとに作成した取材記事及び動画を、欧米豪いずれかのサイクリスト向けウェブメディアに掲載すること。
- ・掲載する記事及び動画は、サイクルトレイン乗車の様子や、サイクルトレインを活用したサイクリングの楽しみ方等、読者のサイクルトレインを活用したサイクリング旅行意欲が高まるような内容とすること。

(3) 広報・広告配信の実施

- ・各サイクルトレインの認知度および及び乗車率向上を目的に、統一されたブランドメッセージを発信し、訴求力向上を図ることにより、広告効果を最大化すること。
- ・欧米・豪州をはじめとするサイクリスト層等（例：サイクリング愛好者、自然・アウトドア志向者、地域観光潜在層）設定したターゲットに、最も効果的な配信

方法や配信先を選定し、工夫を凝らした広告配信を行うこと。

- ・「サイクルトレイン愛ある伊予灘号」については、サイクリスト層のほか、アウトドアに関心がある層やファミリー層に向けても配信を行うこと。
- ・広告は配信ターゲットに応じて、日本語及び英語で実施すること。
- ・配信媒体例として、Instagram、Facebook などの主要 SNS を活用すること。
- ・広告配信期間および及び予算の範囲を明示し、その範囲内で最適な運用を行うこと。
- ・広告効果（インプレッション数、クリック率、エンゲージメント率等）を測定・報告すること。
- ・配信開始前および及び定期的に進捗・効果報告を行い、必要に応じて内容の調整を協議すること。

【サイクルトレイン愛ある伊予灘号】

予算：520,000円

（４）インフルエンサーと乗車するグループライドの催行（３回運行のうち２回）

- ・グループライドは計２回実施し、各日の参加者の定員は最大１５名とする。参加者が１０名を超える場合は、走行グループを２つに分けること。ただし、両グループの参加者がインフルエンサーと十分に走行できるようにインフルエンサーを配置すること。
- ・インフルエンサーと共にサイクルトレインを利用してサイクリングを楽しむツアーであることを発信して参加者募集を行うこと。
- ・グループライド１回につき、定員を満たす集客を見込むことができるインフルエンサーを１名招聘すること。なお、招聘するインフルエンサーは、催行するツアーごとに次のとおりとすること。

グループライド１：県内在住のサイクリングインフルエンサー

グループライド２：フォロワーに外国人が多く、日本及び愛媛県への観光旅行等に関心を持つ層に向けて日本文化やサイクリングを含むアドベンチャートラベルに関する情報を発信しているインフルエンサー

- ・インフルエンサーは参加者と一緒に乗車して、サイクリングをすること。
- ・サイクリングの様子をインフルエンサーが所有するSNSアカウント等で発信すること。
- ・各グループライドにサイクリングガイドを１名以上手配し、安全管理体制を整えること。ただし、参加者が１０名を超える場合は、サイクリングガイドを２名以上手配すること。
- ・参加者のサイクルトレイン乗車料金、昼食代、レンタサイクル料金は自己負担とすること。
- ・参加者の希望があれば、レンタサイクルを手配すること。
- ・参加者の安全確保のため保険加入を含むリスク管理を徹底すること。
- ・グループライド１は、大洲市及び伊予市を含むコースを設計し、グループライド

2 は、大洲市または伊予市を含むコースを設計すること。

- ・グループライド1またはグループライド2は、令和8年11月7日のサイクルトレイン初回運行日に実施すること。

5 成果品の提出

(1) 提出物

①実績報告書

受託者は、本業務完了後、速やかに委託契約書に規定する業務実施報告書を提出すること。同報告書には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

- ・種類等：紙媒体（3部）及びデータ

(2) 提出先

- ・グレーターしまなみ・えひめ推進協議会（1部）
- ・予土県境地域連携実行委員会サイクルトレイン事業担当（1部）
- ・愛ある伊予灘サイクルトレイン利用促進協議会（1部）

（いずれも愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局

自転車新文化推進課サイクルツーリズム推進グループ内）

なお、委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(3) 提出期限

令和9年2月26日

6 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、委託者に帰属する。

(2) 権利関係の処理

- ①成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた映像等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、委託者と受託者で協議のうえ処理することとする。

7 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は同法及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 その他留意事項

- （１）受託業務の推進に当たっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- （２）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議のうえ処理するものとする。
- （３）本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守、委託者と協議を重ねながら、適正に履行すること。特に、素材（写真、動画など）の制作に当たっては、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の基準に適合する車両の使用や同法を遵守した走行を徹底するとともに、公道の使用等においても各種法令やマナーに違反することがないように注意すること。電動アシスト自転車（E-BIKE 等）を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用する等、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。また、交通法規に関わる内容（例：制作する写真、動画中における交通違反の有無）は、法令を確認するとともに必要に応じて委託者と協議しながら慎重に進めること。
- （４）各業務上で必要となる観光地・観光関連施設管理者等へのアポイントメント、取材や動画及びウェブ等への掲載許諾など、全て受託者の責任において行うこと。
- （５）本仕様書により制作された成果品の一切の著作権は、完了検査をもって全て委託者に移転すること。
- （６）成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- （７）第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- （８）本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- （９）本業務に係るアポイントメント、調整、撮影、編集・校正、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て当初委託金額に含む。
- （10）本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りでない。